

教職員 各位

理事（総務・財務担当）

自宅待機期間中の就業の可否等について

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合もしくは感染した場合における本学教職員の就業等の取扱いについては、学長裁定（令和4年2月3日付け一部改正）により自宅待機（出勤扱い、有給）として取り扱うこととしたところですが、自宅待機期間中の就業の可否等については、以下のとおり取り扱うこととしますので、教職員各位におかれては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 感染が疑われる場合

- 不要不急の外出はできる限り控え、健康観察（朝晩の検温、症状の有無）を必ず行ってください。
- 症状がない場合は、待機期間中に就業（教育研究活動等（Web 会議、遠隔授業等））しても差し支えないので、健康観察に留意し、適切にご対応ください（※この場合の在宅勤務手続きは不要です）。
なお、症状がある場合は速やかに大学に連絡し、医療機関等の受診指示に従い、療養に専念してください（就業禁止）。

2 感染した場合

- 医療機関等の指示に従い、療養に専念してください（就業禁止）。

3 その他

- 海外出張帰国後の隔離措置については、上記1と同様となります。

【参考】

- 私事渡航後の隔離措置については、年次有給休暇（休暇が不足する場合は欠勤）となりますので、就業することは出来ません。